

新潟大学附属長岡中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この新潟大学附属長岡中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するため策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

（1）いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

（2）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「教育相談アンケート」「心のアンケート」を活用して、教育相談やチャンス相談を進める。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

（3）いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ防止推進委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任および学年部職員

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割
- エ いじめの疑いに係る情報があり緊急な対応が必要な場合、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

- 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ア P T A 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。
- イ 学校だよりを通して、いじめの様態、いじめ防止等への認識を高め、いじめへ対応についての理解を促す。
- ウ 保護者向けの講演会を実施する。
- エ 学友会活動やオープンスクールへの参加を促し、保護者と共に、生徒にとってよりよい人間関係づくりへの取組を推進する。

- 情報発信及び基本方針の周知（学校 Web ページにおける発信）

(5) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、新潟大学等との連携
- 幼小中間での連携・連絡体制の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組（いじめを生まない学校風土・学級風土）

【生徒自身の居場所の確保にむけて】

- いじめを生まない学級・学年・学校づくりに向けたわかる授業、生徒が参加、活躍できる授業づくり
- 「学びの充実三カ条」の徹底と授業に関する職員研修
- 道徳教育の充実（教育計画、道徳の年間計画参照）
- 人権教育、同和教育の充実（教育計画、人権教育、同和教育全体計画参照）
- 社会性の育成
 - ・「いのち」の実施（異学年交流、生活の安全・安心について考え、大切にする心をはぐくむ学習）
 - ・学校行事を軸としたリーダーやフォロワーとしての姿、自らの役割を捉えさせる活動の推進、異年齢・異学年交流の促進

○中1ギャップ解消の取組

- ・授業交流、乗り入れ授業の推進
- ・学校行事や学友会活動への小学校高学年児童の参加
- ・異学年で構成された清掃活動

- スクールカウンセラーによるカウンセリングマインドに関する職員研修

- 教育相談アンケートの結果を基にした生徒理解に関する職員研修

【生徒同士の絆づくりにむけて】

- 学級や学年の実態に即したピア・サポートやソーシャルスキルに関する授業の計画と、それを発揮できるような機会の創出

- 構成的グループエンカウンターによる、学級や学年、異学年間での生徒同士の関係性の深まり

- 学友会活動による生徒の相互理解の伸長

- ・学友会入会式、部活動オリエンテーション
- ・校園大運動会、音楽発表会などの異学年交流
- ・携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やSNS等の使用に関して、生徒の実態を反映させた「メディア利用に関する心掛け」の策定や見直し
- ・各専門委員会や各部活動の取組の紹介、壮行式などを通じて生み出す特別活動への機運の高まり

- キャリア教育による他者理解の促進

- ・多種多様な職業観に触れる「いのち」の学習や各教科での取組
- ・研修旅行、修学旅行
- ・目標とする進路の実現に向けた進路学習

- インターネット上のいじめへの対応

- ・生徒指導部を中心とした全校生徒への情報モラル指導
- ・関係機関からの講話の実施
- ・地区懇談会での話題提供や、学校だより等での家庭との連携の推進

- 日常的な職員間の連携・情報交換（生徒指導日誌）

（2）いじめの早期発見のための取組

- 「教育相談アンケート」「心のアンケート」による定期的なアンケートの実施と教育相談、チャンス相談といった生徒との面談機会の充実

- 日常の生徒の観察（生徒指導日誌、保健室日誌による把握）

（3）いじめへの即時対応（迅速な初期対応）の取組

※いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

- 大学への報告

- 組織を活用した状況調査

- いじめられている生徒の保護

- いじめをしている生徒への指導

- いじられている生徒の保護者への対応

- いじめをしている生徒の保護者への対応

- その他の生徒に対する対応

※これらが機能するように、年間計画に生徒指導に関する研修を位置付けて、一層の充実を図る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合なども含む)

(2) 重大事態発生時の対応

大学（学長を通じて文部科学大臣へ）への報告を行ない、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。その際はマスコミへの対応も視野に入れ、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

○学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための実態調査を進める。
- ウ 明確化された方針の下、全職員で事案に関する共通理解を進める。
- エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- オ 調査結果を大学に報告する。
- カ 大学の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

○学校の設置者（国立大学法人）が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

○警察や少年サポートセンターとの連携

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。